



報道発表資料

報道関係者各位

令和8年9月30日（水）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 木村 勝則

賃金指導官 長谷川 美幸

電話 023 - 624 - 8224

山形県最低賃金を引上げ —10月30日（金）から効力が発生—

山形労働局長（局長：島田博和^{しまだひろかず}）は、山形県最低賃金の改正について、本年8月27日山形地方最低賃金審議会（会長：本間佳子^{ほんまよしこ}）の答申を受けて改正に伴う諸手続きを行い、本日9月30日の官報に公示しました。

これにより、本年10月30日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、改正後の山形県最低賃金、時間額1,092円が適用されます。

今後、山形労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知していくとともに、中小企業・小規模事業者への賃金引上げの支援施策を推進していきます。

また、山形県最低賃金を上回る額で設定される特定（産業別）最低賃金は、本年10月30日以降、以下のとおりとなりますのでご留意ください。

- ・「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」：現行1,070円 → ①
- ・「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」
現行1,055円 → ②
- ・「自動車・同附属品製造業最低賃金」：現行1,070円 → ②
- ・「自動車整備業最低賃金（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）」
現行1,032円 → ①

①特定（産業別）最低賃金は、今年度改正決定となりませんでした。

※10月30日以降、時間額1,092円

②特定（産業別）最低賃金は今後、山形地方最低賃金審議会にて審議する予定です。

※10月30日から改定までの間、時間額1,092円